

議員提出議案第9号

障害者自立支援法の早急な抜本的改善を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出する。

平成18年9月20日

提出者	三朝町議会議員	遠藤	勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	吉田	文夫
賛成者	三朝町議会議員	牧田	武文
賛成者	三朝町議会議員	岡本	岩夫
賛成者	三朝町議会議員	山田	道治

平成18年9月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

障害者自立支援法の早急な抜本的改善を求める意見書

障害者自立支援法が施行され、障害を持った方々に対する福祉サービス・公費医療制度が大きく変わりました。とくに10月の法の完全施行では、障害者の社会参加・就労支援を促進するために、市町村が実施主体となり創意と工夫によって地域の特性を活かした事業展開が求められています。

しかしながら、障害者自立支援法は3年後の見直しが明記されているものの、4月からの利用者負担の見直しで重度障害ほど重い負担となり、サービス利用を断念せざるを得ないケースも発生、さらに「施設から地域へ」の流れが止まり、働く意欲の減退や生活の維持ができなくなる事態が相次ぐのではないかという不安や懸念の声が、全国的にも広がっております。

また、自立支援法に基づく各事業実施主体である市町村は、完全施行の直前まで国の指針が定まらない状況下に加えて、財源確保が不明朗なままでの地域生活支援事業等の体制整備を余儀なくされました。

障害を持った方々に最も近い立場の市町村は、極めて厳しい時間的制約の中で、より充実した障害者福祉の実現を目指しておりますが、そのために欠かせない人材と財源の確保に非常に苦慮しているのが現実であります。

障害者自立支援法が、法の主旨のとおり障害者の自立を促進し地域生活と就労を進め、ノーマライゼーションの理念の下、生き生きとした日常生活・社会生活を営むことができるよう、法の抜本的な見直しを求めるとともに、次の点について早急に改善対応策を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 国の責務として、サービス利用に掛かる利用者負担の影響実態を把握し、負担軽減を図るための措置の創設と、障害者の所得保障を確立する。
- 2 障害者が地域社会で生き生きと生活していくために、各市町村が実施主体となって事業展開する地域生活支援事業等の拡充が絶対条件である。これらの事業が十分な体制で実施できるよう、各市町村への必要な財源等を確保し保障する。
- 3 障害者の社会的自立に欠かせない就労支援の場において、新事業体系で設定された最低定員を撤廃し、従前のおり、小規模単位での定員設定による事業運営を可能とする。
- 4 近年、増加の一途にある自閉症等の発達障害児（者）についても、障害者自立支援法に基づくサービスが受けられるよう、対象者の拡大を図る。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成18年9月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会